

行動計画策定

従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和6年7月1日～令和15年6月30日までの9年間
- 2 目標と取り組み内容・実施期間

〈目標1〉

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月の以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを配布し、制度の周知を図る。

〈対策〉

- ・令和6年 8月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- ・令和6年 10月～ パンフレット配布、ポスター掲示により周知を図る。
- ・令和7年 4月～ 従業員に再度周知を図る